

半田市発注工事に伴う工法等検討会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市が大規模工事又は高難易度工事（以下「対象工事」という。）を行うにあたり、工事の品質確保と円滑化のために実施する工法等検討会議について必要な事項を定めることを目的とする。

(工法等検討会議の意義)

第2条 工法等検討会議（以下「検討会議」という。）とは、対象工事について、施工上の課題、新たな技術等に対して意見交換を行うことを目的とした会議であり、発注者である半田市、設計を受注している設計業者（以下「設計受注者」という。）の各担当者が出席するほか、対象工事の施工について知見を有する工事業者（以下「施工業者」という。）が出席する。ただし、第4条第2項の規定により、施工段階において検討会議を実施する場合、当該工事を受注している工事業者が施工業者として出席する。

2 検討会議においては、工法の選定、施工方法等の対象工事に関する事項についての検討のみを行う。

(対象工事)

第3条 対象工事は、半田市が設計を外部委託する工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 大規模な仮設構造物を含む工事
- (2) 河川、鉄道及び高速道路等の重要構造物に近接した工事
- (3) 工場、家屋等の建築物に近接し、第三者に損害を及ぼす恐れのある工事
- (4) 軟弱地盤対策や地下水対策が必要となる地盤改良等を含む工事
- (5) 大規模な再構築工事
- (6) 重要仮設設備を含む工事
- (7) その他、これらに類する工事のうち半田市が必要と判断する工事

(会議の開催)

第4条 半田市は、対象工事の設計段階において必要と認めた場合は、検討会議を開催する。

2 半田市は、対象工事の施工段階においても、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、検討会議を開催することができる。

- (1) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等の設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- (2) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することができない特別な状態が生じた場合

(開催日時等)

第5条 検討会議の開催日時及び場所は、半田市が決定する。

2 検討会議は、対象工事1件につき1回開催することができる。ただし、半田市が必要と認めた場合は、複数回開催することができる。

(出席者)

第6条 検討会議への出席者は、次に掲げる者とする。

- (1) 半田市
- (2) 設計受注者
- (3) 施工業者

2 半田市は、前項に掲げる者のほか、必要に応じて、関係機関、関係団体等を検討会議に出席させることができる。

3 施工業者は、工法協会等の団体とする。ただし、特定の業者を指名することが適切である場合はその限りではない。

(中立性の保持)

第7条 出席者は、中立性を保持しなければならない。

(会議の進行等)

第8条 会議の進行等は以下のとおりとする。

- (1) 半田市は、工事の目的及び関連機関との協議内容等についての説明を行う。
- (2) 設計受注者は、設計思想及び施工上の留意点等についての説明を行う。
- (3) 施工業者は、仮設計画や工事の施工方法等についての提案を行う。

(出席者の責務)

第9条 半田市は、会議を円滑に進めるための準備を行う。

- 2 設計受注者は、検討会議に諮るための設計条件や検討資料等を作成する。
- 3 施工業者は、検討課題に関する資料等を作成する。

(秘密の保持)

第10条 出席者は、検討会議の開催の前後を問わず、検討会議の開催過程において得られた全ての情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。ただし、次に定める情報は秘密情報に含まれない。

- (1) 情報を取得した時点で、既に公知であったもの。
- (2) 情報を取得した後、自己の責めによらないで公知となったもの。
- (3) 情報を取得する以前から自己が既に保有していたもの。
- (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示されたもの。
- (5) 取得した情報を使用することなく、自己が独自に開発、知得したもの。

2 出席者（半田市を除く。）は、半田市との間で、事前に個人情報等の取扱いに関する特約条項に基づき、前項に定める秘密保持義務のほか、同特約に記載されている事項を遵守しなければならない。

(事務局)

第11条 検討会議の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、対象工事を所管する課におく。

(議事録の作成及び保管)

第12条 検討会議の議事録は、設計段階においては「設計者」、施工段階においては「施工業者」が会議後速やかに作成し、各出席者において確認し保管する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の開催、運営等に関し必要な事項は、会議で定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。